

スポーツクライミング競技審判員規程細則

第1条 スポーツクライミング競技審判員規程（以下「規程」という。）第5条による審判員の認定に関する研修項目は、次による。

- (1) 国際競技会規則
- (2) 実技研修
- (3) その他クライミング競技の審判に必要な事項

第2条 規程第4条及び第5条による義務研修会の費用は、参加者負担としその費用はその都度定める。

第3条 規程第5条第1項に基づきC級審判員に認定された者は、指示された期日までに登録料1,000円を納付する。

第4条 更新を希望する審判員は、指示された期日までに指示された方法で登録更新料（A級：3,000円，B級：2,000円，C級：1,000円）を納付する。なお、年度途中に昇級した場合には差額を支払うものとする。

第5条 この内規の改廃は、常務理事会で行う。

付 則

- 1 平成19年5月20日 山岳競技審判員規程に関する内規（昭和51年5月23日制定）の全部を改め、この細則を制定する。
- 2 平成20年4月 1日 から施行する。
- 3 平成23年5月 6日 一部改定
- 4 平成25年5月11日 一部改定
- 5 平成30年2月22日 一部改定
- 6 平成30年8月30日 一部改定